



広島県医師国保組合
☎ 082-233-2424

平成25年 医師国保組合保険料のお知らせ

平成25年中の医師国保保険料は、つぎのとおりです。

確定申告には「保険料納付証明書」の提出は不要ですが、何らかの理由で必要な場合は「証明願」により医師国保へ申請してください。

ひとりあたり

区分	月 額				年 額 (1月～12月まで在籍の方)	
	保険料 ① 【医療分+後期高齢者支援金分】		介護保険料 ② 【40歳から64歳の方】		40歳未満の方 65歳から74歳の方	40歳から64歳の方
	1月～3月(A)	4月～12月(B)	1月～3月(A)	4月～12月(B)	①(A)×3+①(B)×9	②(A)×3+②(B)×9
第1種組合員 【医師】	17,000円	18,000円			213,000円	256,800円
第2種組合員 【医師以外の従業員】	12,000円	13,000円	3,500円	3,700円	153,000円	196,800円
家 族	9,000円	10,000円			117,000円	160,800円

区分	保険料 月額	保険料 年額 (1月～12月まで在籍の方)
第3種組合員 【75歳以上の医師】	2,000円	24,000円

- (注) 1. 40歳から64歳の方は、保険料に介護保険料を合算した額を納付いただいています。
2. 第3種組合員は、後期高齢者医療制度加入の75歳以上の医師で、医師国保の被保険者ではない組合員です。保険料は、社会保険料控除の対象となります。
3. 平成25年途中につき該当される場合は、月額を参照のうえ算出してください。
- ・医師国保に加入した方または医師国保をやめた方
 - ・40歳になった方または65歳になった方
 - ・75歳になった方
4. 後期高齢者支援金分の保険料は、1人あたり、平成25年3月までは1,000円、平成25年4月から2,000円です。

ご注意ください！

生命保険料控除の介護医療保険料について

平成24年から、保険料控除申告書に新しく介護医療保険料の控除が追加されました。この介護医療保険料は、生命保険の区分となりますので、医師国保の介護保険料ではありません。医師国保に納めた保険料（介護保険料を含む）は、社会保険料控除となります。